

平成28年10月28日(金)
国土交通省関東地方整備局
総務部

記者発表資料

指名停止措置について

関東地方整備局は、東亜建設工業株式会社(所在地 東京都新宿区)他3社に対して、指名停止措置を行ないました。
詳細は別紙のとおりです。

発表記者クラブ

埼玉県政記者クラブ
竹芝記者クラブ

横浜海事記者クラブ
神奈川建設記者会

問い合わせ先

○総務部経理調達課長

ワタハ コハイ
渡邊 耕平 (内線5870)

○港湾空港部港湾整備・補償課長

ナラ サトシ
奈良 智 (内線5730)

横浜市中区北仲通5-57
電話045-211-7412(代)

総務部契約課長

モリヤ ノブキ
守屋 信之 (内線2511)

企画部技術調査課長

サウ シゲタカ
佐藤 重孝 (内線3251)

さいたま市中央区新都心2-1
電話048-601-3151(代)

○は本件の主務課です

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指 名 停 止 対 象 業 者	住 所
① 東亜建設工業株式会社	東京都新宿区西新宿3-7-1
② 鹿島建設株式会社	東京都港区元赤坂1-3-1
③ 株式会社大本組	岡山県岡山市北区内山下1-1-13
④ 信幸建設株式会社	東京都千代田区神田司町2-2-7

2. 指名停止措置期間

- ①の業者：平成28年10月28日から平成29年4月27日まで（6箇月）
- ②の業者：平成28年10月28日から平成29年1月27日まで（3箇月）
- ③の業者：平成28年10月28日から平成29年1月27日まで（3箇月）
- ④の業者：平成28年10月28日から平成29年4月27日まで（6箇月）

3. 指名停止措置の範囲：関東地方整備局管内

4. 事実概要

当局本官発注の「東京国際空港C滑走路他地盤改良工事」（以下、「C滑走路工事」という。）及び「東京国際空港H誘導路東側他地盤改良工事」（以下、「H誘導路工事」という。）に対して施工不良の疑いが生じたため、事実関係について受注者から報告を受けたところ、東亜建設工業株式会社が東亜・鹿島・大本特定建設工事共同企業体の代表者として受注したC滑走路工事、及び東亜建設工業株式会社が東亜・大本特定建設工事共同企業体の代表者として受注したH誘導路工事については、薬液注入工法（バルーングラウト工法）により施工された箇所において施工不良が確認され、一次下請けの信幸建設株式会社がこの行為に関与していた事実が確認された。

東亜建設工業株式会社は、当局にデータを改ざんした上で設計図書通りに施工が行われたとする虚偽報告等を行っており、信幸建設株式会社はその虚偽報告等にも関与していたことが確認されていることから、これらの行為には悪質性が認められる。

また、当局分任官発注の「千葉港千葉中央地区岸壁(-12m)他地盤改良等工事」（以下、「岸壁(-12m)工事」という。）については、東亜建設工業株式会社が受注しており、当該工事について当局が調査を実施したところ、薬液注入工法（バルーングラウト工法）により施工された箇所において施工不良が確認された。

5. 指名停止措置理由

東亜建設工業株式会社が、C滑走路工事、H誘導路工事及び岸壁(-12m)工事において、また、信幸建設株式会社が、C滑走路工事及びH誘導路工事において、過失による粗雑工事を行ったことは、「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「指名停止措置要領」という。）別表第1第2号に該当する。

また、鹿島建設株式会社、株式会社大本組については、共同企業体の構成員として「指名停止措置要領」第2条第2項の規定に該当することから、併せて指名停止を行う。

<指名停止措置要領別表第1第2号>

措 置 要 件	期 間
(過失による粗雑工事) 2 当該地方整備局の所属担当官と締結した請負契約に係る工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）。	当該認定をした日から1ヵ月以上6ヵ月以内

<指名停止措置要領第2条第2項>

措 置 要 領
(下請負人及び共同企業体に関する指名停止) 2 局長等は、第1条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。